

国際交流基金(JF) 日本語パートナーズ派遣事業

埼玉県連携プログラム

(タイ 15 期／インドネシア 26 期／ベトナム 14 期)

募集要項(案)

目 次

1.	趣旨	2
2.	日本語パートナーズ派遣事業の目的	2
3.	日本語パートナーズの活動内容	2
4.	日本語パートナーズの派遣条件	2
5.	求められる人物像	3
6.	日本語パートナーズの身分	3
7.	行政手続き	3
8.	派遣先・期・募集人数・派遣期間・派遣先機関(予定)	4
9.	応募から派遣までのスケジュール(予定)	5
10.	応募	6
11.	選考	10
12.	内定から派遣まで	11
13.	派遣の待遇等	12
14.	派遣先国・地域での安全確保および支援体制	14
15.	派遣の可否判断	14
16.	事業情報の公開	15
17.	個人情報の取り扱いについて	15

巻末別表

【問い合わせ先】

埼玉県県民生活部国際課 総務・グローバル人材育成担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電 話 048-830-2711

E-mail a2705-01@pref.saitama.lg.jp

1. 趣旨

埼玉県では、独立行政法人国際交流基金(The Japan Foundation、以下、JF)と連携し、JFが実施する日本語パートナーズ派遣事業のタイ、インドネシアおよびベトナム派遣において埼玉県枠を設け、現地での活動にあわせて埼玉県の魅力をPRし、帰国後も埼玉県のために活躍いただける方を募集します。

2. 日本語パートナーズ派遣事業の目的

日本語パートナーズ派遣事業は、東南アジアを中心とするアジアの中学校や高等学校などに幅広い世代の人材を派遣し、現地の日本語教師と日本語学習者のパートナーとして、授業のアシスタントや会話の相手役といった活動をするとともに、教室内外での日本語・日本文化紹介活動等を行い、アジアの日本語教育を支援します。同時に、日本語パートナーズ自身も現地の言語や文化についての学びを深め、アジアの架け橋となることを目的とします。

3. 日本語パートナーズの活動内容

派遣先機関との協議を通じて決定しますが、想定される主な活動は以下の通りです。

- (1) 派遣先機関の日本語教師が行う授業への協力
- (2) 授業の教材作成等への協力
- (3) 授業や課外活動における生徒との交流(日本語での会話、文化活動への協力等)
- (4) 派遣先のJF海外拠点等が実施する日本語教育事業への協力
- (5) その他、現地の要望に応じて、地域における日本語学習支援、日本文化紹介を通じた交流活動等

4. 日本語パートナーズの派遣条件

日本語パートナーズは、以下の派遣条件を守らなければなりません。

- (1) JFの定める派遣前研修(約4週間)に全日程参加し、修了すること
- (2) 派遣先国・地域の法令を守ること
- (3) 派遣先機関の規則を守ること
- (4) 派遣期間中は本事業の活動に専念し、滞在を他の目的(宗教、政治、営利等の目的)に利用しないこと
- (5) 派遣期間中はJFの許可なくして任地を離れないこと
- (6) 派遣期間が終わり次第直ちに帰国し、派遣期間終了後2ヶ月以内に行われる帰国報告会に参加すること
- (7) 決められた期日までに派遣開始3か月後の「中間報告書」および帰国後の「総合報告書」

を提出すること

5. 求められる人物像

日本語パートナーズは、現地の日本語教師や日本語学習者のパートナーとして、派遣先の方々と一緒に協力しながら活動を行うことが求められます。日本語パートナーズ派遣事業は公的な活動であることと、その活動の趣旨を十分に理解し、何事にも責任をもって行動できることが大切です。

また、言葉はもちろん、気候や宗教、生活習慣、社会規範など異なる環境で生活する中で、さまざまな困難に直面することもあります。そのため、日本語パートナーズには、異文化に対する好奇心や謙虚な姿勢に加え、何か問題に直面した際にも、明るく前向きに、辛抱強く解決に向けて取り組むことができる人物が向いています。以下は、日本語パートナーズに求められる資質です。

- (1) 派遣先の文化・社会に対し謙虚さを持ちつつ、それを学ぼうとする好奇心がある
- (2) 派遣先の生活や活動において、日本とは異なる環境の中でも自律的に活動できるバイタリティと柔軟性・我慢強さがある
- (3) 現地日本語教師のアシスタントとして活動することについて、立場や役割を適切に理解している
- (4) 派遣先で埼玉県の魅力を発信するとともに、県民に対して派遣先での活動の報告ができる
- (5) 派遣終了後に日本語パートナーズで得た経験を活かす意欲がある

6. 日本語パートナーズの身分

JF と日本語パートナーズは、派遣に先立ち合意書を取り交わし、これにより JF は日本語パートナーズとしての活動を委嘱します。JF と日本語パートナーズは雇用関係にありません。また JF は、日本語パートナーズ派遣終了後の再就職のあっせん等はいりません。

7. 行政手続き

派遣に際しての市区町村や勤務先等での手続きについては、自身の責任にて関係各所にお問い合わせください。JF が日本語パートナーズにかわって確認や手続きを行うことはありません。親族等からの連絡を含め、JF へのお問合せはお控えください。

(1) 転出届

派遣期間は1年未満となりますが、手続きの要否および具体的な手続きについては、住民票のある市区町村窓口にご確認ください。

(2) 健康保険・年金

派遣に際しての手続きや保険料の納付方法については、市区町村や勤務先の担当窓口にご確認ください。

(3) 住民税

JF が滞在費から控除して納付することはありませんので、派遣前に納付の要否、手続き、納付方法等について、市区町村窓口にご確認ください。

(4) 雇用保険

会社等を退職し、雇用保険の手続きを行う場合には、所管のハローワークにお問い合わせください。

※ 日本語パートナーズは雇用保険求職者給付の「受給期間の延長ができる理由」には該当しないとの見解を厚生労働省職業安定局雇用保険課に確認しています。

(5) 源泉徴収

派遣期間は1年未満となりますので、所得税法に基づき、滞在費の支払い時に国内居住者として源泉徴収を行います。確定申告の要否、手続き等については、税務署にご確認ください。

8. 派遣先・期・募集人数・派遣期間・派遣先機関(予定)

派遣先・期	募集人数	派遣期間	派遣先機関
(1) タイ 15 期	3 名	2027 年 5 月～ 2028 年 2 月	中等教育機関 (中・高等学校相当)
(2) インドネシア 26 期	1 名	2027 年 8 月～ 2028 年 3 月	中等教育機関 (高等学校相当)
(3) ベトナム 14 期	1 名	2027 年 8 月～ 2028 年 6 月	中等教育機関 (中・高等学校相当)

※いずれも予定のため、今後の状況により変更の可能性があります。

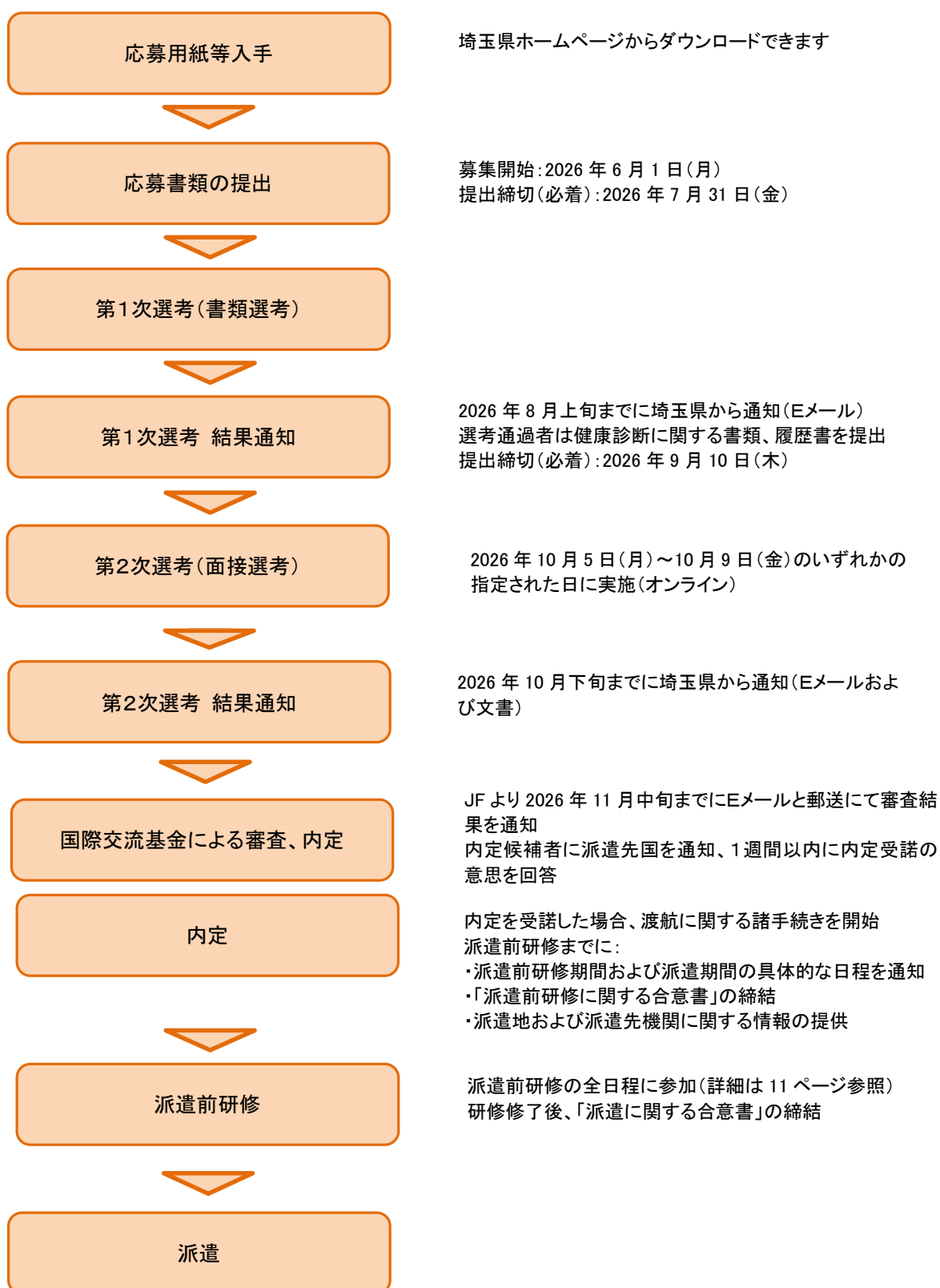
※上記(1)(2)(3)は併願し、希望順位をつけることができます。詳細は応募用紙をご覧ください。

※特別な事情がない場合、日本語パートナーズ個人の事情による派遣期間の短縮、延長および緊急時を除く日本への一時帰国はできません。

※派遣の実績は、日本語パートナーズ事業ウェブサイトをご覧ください。

(<https://asiawa.jpf.go.jp/partners/overview/achievements/>)

9. 応募から派遣までのスケジュール(予定)



10. 応募

(1) 応募要件

【以下ア～セのすべてを満たしていることが必要です。】

- ア. 本事業の趣旨および派遣制度を理解し、アジアの架け橋となる志をもっていること
- イ. 現地の一般的な水準の生活環境(住居、暮らしぶりなど)に対応できること
- ウ. JF が指定する派遣前研修全日程(合宿形式)に参加できること
- エ. SNS、ウェブサイト等を活用し、本事業の広報や活動に関する情報発信に協力できること
- オ. 基本的なパソコン操作ができること(Eメールの送受信、Teams でのやり取り、Word や Excel、Power Point 等を使って簡単な文書や資料の作成、オンライン会議 (Zoom、Teams)の参加等)
- カ. 以下の生年月日のであること
※ 現地政府の要請等を踏まえて設定しています。

タイ 15 期	1957 年 7 月 1 日～2007 年 4 月 1 日
インドネシア 26 期	1959 年 4 月 1 日～2007 年 4 月 1 日
ベトナム 14 期	1957 年 10 月 1 日～2007 年 4 月 1 日

※応募書類提出締切日時点で 19 歳の方も 2027 年 4 月 1 日時点で 20 歳を迎える場合は応募可

- キ. 日本国籍を有し、日本語母語話者であること
- ク. 以下の英語力を有すること
身近で日常的な事柄について、短い簡単なやりとりができること(※CEFR の A2 相当以上)
※CEFR(Common European Framework of Reference for Languages)は、外国語学習者の言語運用能力を示す共通の指標です。
- ケ. 応募時点で以下のいずれかに該当すること
 - ①埼玉県に在住している方
 - ②埼玉県内で在勤または在学している方
 - ③埼玉県外に在住、かつ、埼玉県外の大学等に在学し、保護者等(成年年齢に達するまで親権者であった者)が1年以上継続して埼玉県に住所を有する方
 - ④埼玉県外に在住、かつ、埼玉県外の大学等に在学し、当該大学等が埼玉県内に有するキャンパスに2年以上通学していた方
- コ. 令和8年度に募集選考が実施される、日本語パートナーズの他の推薦プログラムまたは令和8年度第2回募集(一般公募)で選考中の者でないこと
※推薦プログラムではない一般募集(第1回募集または第3回募集)と並行して応募することは可能
- サ. 過去に埼玉県推薦プログラムまたは他の推薦プログラムで NP 派遣を経験した者で

ないこと

- シ. 応募時点で日本語パートナーズの内定者または派遣中でないこと
- ス. 暴力団員その他の反社会的勢力に属する者でないこと
- セ. 国際交流に資する人材として、派遣先と埼玉県との相互理解に貢献するとともに、派遣中及び派遣後にJFや埼玉県が実施する各種事業に協力できること

【インドネシア 26 期を希望する方】 ※p.15 の別表1を参照ください。

現地での活動や滞在査証取得のため、ア～セに加えてソも満たしていることが必要です。

- ソ. 応募時点で学士号(四年制大学卒業等)の学位を取得している、または、学士号の学位を取得できる四年制大学等に在学中であること

【ベトナム 14 期を希望する方】 ※p.15 の別表1を参照ください。

現地での活動や滞在査証取得のため、ア～セに加えてタも満たしていることが必要です。

- タ. 応募時点で学士号以上の学位を取得していること(四年制大学卒業等)

※ベトナム政府の方針により、派遣後にベトナム国内で指定された医療機関で健康診断を受診(健康状態によっては、派遣前研修の期間中にベトナムで健康診断を受診)する必要があります。またベトナムでの受診の結果、「ベトナムでの就業は不可」と判断された場合は、派遣後(もしくは内定後)であっても派遣契約解除(もしくは合意解除)となる可能性があります。

(2) 応募の手順

「(3)提出書類」をとりまとめの上、埼玉県県民生活部国際課あてに郵送で提出してください。

(3) 提出書類

以下、アおよびイは必ず原本を提出してください。ウについては、写しでも構いません。

ア. 応募用紙(※1)

イ. 学歴に関する証明書 1 通

希望する派遣先によって異なります。

(ア)タイのみ希望する方

在学証明書または最終学歴の卒業・修了証明書

(イ)インドネシアを希望する方

以下のいずれかを提出

・学士号以上の学位の取得を証明できる卒業または修了証明書を 1 通

・学士号の学位が取得できる機関に所属していることを証明できる在学証明

書を1通

※修士号や博士号に関する証明書は任意です。

(ウ)ベトナムを希望する方

学士号以上の学位の取得を証明できる卒業または修了証明書を1通

ウ. 推薦状 1通(※2)

※1:募集要項に定められた書式を使用

※2:応募者が、自身の人柄や学業・仕事等の実績をよく知る人物へ依頼し作成(推奨様式あり)

【学歴に関する証明書について】 ※p.15の別表2を参照ください。

- ア. 最終学歴の証明書は、最終学歴の機関が発行する「卒業(修了)証明書」を提出してください。卒業時に学校から授与される卒業証書、学位記、修了証書または成績証明書は不可です。
- イ. 在学証明書は、2026年4月1日以降に発行されたものを提出してください。その他の証明書については、発行年月日の指定はありません。
- ウ. 在籍校および最終学歴の機関は、文部科学省の認定校(各種学校除く)のみ認めます。日本語教師養成講座等は含みません。
- エ. 海外の機関の場合は、学士号以上の学位証明ができる書類のみ認めます。
- オ. 英語以外の外国語で記載されている場合は、和文の翻訳を添付してください。

【推薦状について】

ア. 指定様式(写し可)

推薦状は指定様式を使用してください。以下の項目を忘れずにご記入ください。

- ・宛先(埼玉県県民生活部国際課)
- ・応募者名
- ・推薦状作成日
- ・推薦理由(3ページの「求められる人物像」を踏まえ、推薦理由を記載してください)
- ・推薦状作成者に関する情報(氏名、応募者との関係、Eメールアドレス)

イ. 推薦状作成の依頼

応募者の人柄、学業や仕事等の実績をよく知る人に作成を依頼してください。

(ア)以下の人物は除きます。

- ・応募者の親族
- ・応募の時点でJFに勤務している者およびJFの業務を請け負っている者

※JF関係者であるか否かについては、推薦状の作成を依頼する際に、依頼する方にあらかじめご確認ください。ご不明な点がある場合は、埼玉県県民生活部国際課

へお問い合わせください。

(イ) 以下は作成を依頼する人の一例です。必ずしもこれらの人でなくても構いません。

- ・ 学生の場合：ゼミの指導教官等
- ・ 社会人の場合：これまでの勤務先や所属機関の関係者等、友人等
- ・ 地域のボランティア活動やサークル活動に参加している場合：所属団体の代表者等

※記載内容について、推薦状作成者に照会する場合があります。

ウ. 和文以外で推薦状を提出する場合は英文のみ認めます。

(4) 応募時の留意事項

ア. 以下に該当する方は、応募前に埼玉県県民生活部国際課へご連絡ください。

(ア) 重国籍の方

(イ) 2026年12月以降も有効な日本以外の滞在資格、査証(ビザ)等をお持ちの方

(ウ) 公用旅券の発給を受けている方、今後受ける予定の方

(エ) 障がいがあること、性的指向または性自認、思想・信条等により、応募や選考、派遣前研修および本事業の活動や派遣先での生活に不安を感じられる方

※ 上記に該当することが採否の判断に影響することはありませんが、派遣先の状況により、派遣先の国、派遣先機関等が限定される場合があります。また、第1次選考通過時に提出いただく「健康診断個人票」および「健康自己申告書」には、手続きに必要なため戸籍上の性別を記載いただきます。

イ. 提出書類一式は返却しませんので、必ず応募者本人の控えとしてコピーを手元に残しておいてください。

ウ. 応募用紙は、手書き、パソコン入力作成のいずれも受け付けますが、パソコン入力を推奨しています。どのような方法で入力されても選考への影響はありません。

エ. 提出書類作成、送付にかかる費用は応募者の負担とします。

オ. 応募書類の到着および内容確認は行っておりません。必要な方は、配達記録が通知されるサービス等をご利用ください。

カ. 日本語パートナーズ経験者が、帰国後に再応募することは可能です。なお、できるだけ多くの方に派遣機会を提供するため、一度も派遣されていない応募者を優先します。

キ. 応募にあたり、特定のワクチン接種や接種回数に関する要件はありません。ただし、今後、日本および派遣先での感染症の流行等が発生した場合に、派遣先政府による規制または要請等に基づき、募集開始後や内定後に新たな条件が課せられる場合があります。

(5) 応募期間

2026年6月1日(月)～2026年7月31日(金)

(6) 提出先

埼玉県県民生活部国際課 総務・グローバル人材育成担当宛
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

11. 選考

1. 第1次選考(書類選考)
提出書類に基づいて県が選考を行います。第1次選考の結果をEメールにて通知します。1次選考通過者には、健康診断に関する書類、和文・英文履歴書を提出いただきます。 1次結果通知：8月上旬までに通知
2. 第1次選考通過者 提出書類
詳細は、第1次選考通過者に連絡します。 (1) 健康診断に関する書類(指定様式) 以下の書類は、渡航判定を実施する専門医療機関に提供します。 ①健康診断個人票(日英併記版)(指定様式) ※指定様式にしたがい、各自健康診断ができる機関、または医療機関で受診してください。 健康診断費用は、応募者の負担とします。 ※検査項目は「海外派遣労働者の健康診断(労働安全衛生規則第45条の2)」の項目を準用しています。「健康診断個人票」は当基金ホームページの「よくある質問『健康診断について』」に掲載しています。(健康診断について よくある質問 日本語パートナーズ) ②健康自己申告書(指定様式) (2) 和文・英文履歴書(指定様式) 派遣先政府および派遣先機関が応募者の経歴を確認するためのものです。 第1次選考通過者にあわせて送付する記入例(和文・英文)をもとに作成してください。 県への提出締切：9月10日(木)
3. 第2次選考(面接選考)
第2次選考はオンラインにて行います。面接日は以下の日程でJFが指定し、第1次選考結果通知後にメールでお知らせします。日時の変更は原則認めません。(面接時の通信費等は応募者の負担) 面接日程：2026年10月5日(月)～10月9日(金) (9:30～18:00のうち、30分程度)

県からの2次選考結果通知：10月下旬までに通知

JFからの審査結果通知：11月中旬までに通知

4. 補足事項

- ・全ての応募者に結果を通知します。
- ・採否理由、選考過程等についての問い合わせには一切応じられません。
- ・第1次選考結果通知から、健康診断書類の提出までの期間が限られています。予め各自で検査可能な健診機関・医療機関を調べ、必要に応じて事前に予約いただくことを推奨します。
- ・第2次選考では、第1次選考後に提出いただく「健康診断個人票」および「健康自己申告書」の内容も考慮し、日本語パートナーズとしての適性を総合的に判断します。なお、健康判定審査基準はお伝えできませんが、ご参考までに日本語パートナーズ ウェブサイトの「よくある質問」([よくある質問 | 日本語パートナーズ](#))で派遣不可となる可能性のある疾患例を掲載していますのでご参照ください。

12. 内定から派遣まで

(1) 内定通知・渡航手続き等

- ア. 埼玉県は、第2次選考通過者をJFに推薦します。その後、JFが審査し、内定候補者に、内定通知を送付します。その際、「意思確認書」を送付し、内定の受諾または辞退の意思を確認します。以降、派遣に関する諸手続きはJFと直接やり取りを行います。
- イ. 手続きに必要な書類が期限までに提出されない場合、およびJFから連絡が取れない状況が続く場合、内定を取り消すことがあります。
- ウ. 内定を受諾した場合は、「内定者」となり、渡航手続きが開始されます。渡航手続きでは、戸籍に関する書類や各種書類、証明写真等の提出や派遣にかかる文書のやり取りを行います。
- エ. 渡航手続き期間中に国外にいる場合であっても、JFからの書類送付先は国内に限ります。また、提出締切の延長等は認められません。
- オ. 内定者には、派遣前研修開始までに派遣地や派遣先機関に関する情報を提供します。いずれもJFが決定し、内定者が選ぶことはできません。
- カ. 派遣先機関によっては、以下の能力・経験等を考慮して配置する場合があります。
 - ・現地語の能力
 - ・仕事による駐在経験、もしくは留学による滞在経験
 - ・日本語教育に関する知識や経験

(2) 派遣前研修

派遣前研修は、現地の生活・活動に必要な現地語の習得、任地事情、および現地の

日本語教師への協力方法等の知識を身につけるためのものです。合宿形式で行い、約4週間にわたり実施するすべての研修プログラムを修了しなければなりません。忌引きや体調不良等、JF がやむを得ないと判断する事由以外の講義の欠席は認められません。

	現地語研修	日程(予定)	実施場所(予定)
タイ 15 期	タイ語	2027 年 3 月下旬 ～ 4 月下旬	JF 日本語国際センター (埼玉県さいたま市)
インドネシア 26 期	インドネシア語	2027 年 2 月～3 月 のうち4週間程度	調整中
ベトナム 14 期	ベトナム語	2027 年 5 月上旬 ～6 月上旬	JF 関西国際センター (大阪府泉南郡田尻町)

※状況により、派遣前研修の実施形式や期間が変更になる可能性があります。

※JF は、内定者の居住地最寄り駅から研修所までの往復旅費(日本国内の移動のみ)を支給し、宿泊施設、食事を提供します(もしくは食費の一部補助額を支給)。当該経費以外の費用については自己負担となります。

(3) 内定後から派遣までの留意事項

以下に該当する場合には、派遣内定を取り消す場合があります。

- ア. 内定から日本出発日までの間に、病気、けがおよび体調不良等により派遣先での業務が困難と JF が判断した場合
- イ. 派遣前のやり取りや派遣前研修を通じて、派遣先での滞在や活動に関する適性が不十分であると JF が判断した場合
- ウ. 応募用紙等、提出書類記載内容に虚偽があった場合
- エ. 派遣先政府により、査証取得や渡航に際し新たな条件が設けられ、その条件を満たさなかった場合

13. 派遣の待遇等

JF の規程に基づき旅費、滞在費を支給するとともに、住居の提供を行います。

(1) 赴任形態

単身赴任

(2) 滞在費

	滞在費(月額)
タイ	135,000 円程度
インドネシア	125,000～135,000 円程度
ベトナム	120,000～130,000 円程度

※滞在費は源泉徴収の対象になり、上記はいずれも源泉徴収後の金額です。

※滞在費の額は、派遣地の物価、生活水準、為替相場等の状況に応じて JF が定めた額です。

※JF の規程および所得税法が改正された場合、滞在費の額が増減することがあります。

(3) 住居提供

派遣先の住居は、JF が提供します。

※日本語パートナーズが手配したり、選択したりすることはできません。

※住居賃料は JF が負担します。

※光熱費、通信費等は日本語パートナーズが滞在費から負担していただきます。

(4) 往復航空券

日本と任地の往復航空券(エコノミークラス)を支給

(5) 赴帰任の際の日本国内交通費

居住地の最寄りの駅から国際空港までの日本国内交通費(順路直行)を支給

(6) 赴帰任の際の支度料、移転料等

支度料(赴任時のみ)、移転料、着後手当を支給

※旅費法改正に伴い、JF の規程が改正され、赴帰任の際の支度料等の額が変更される場合があります。

(7) 業務に必要な教具等

JF が業務上必要と認める教材、機材は現物支給、もしくは貸与

派遣期間中の文化紹介や授業などで必要となる消耗品の購入につき、実費額を支給(上限あり)

※PC は貸与されませんので、必ずご持参ください。

(8) 外国語研修手当

派遣期間中の外国語研修手当として月額 15,000 円相当の現地通貨に滞在月数をかけた額を上限として実費を支給

(9) 海外旅行保険(予定)

JF が以下の補償内容の海外旅行保険への加入を手配

傷害死亡保険金	最高 5,000 万円
傷害後遺障害保険金	最高 5,000 万円
治療・救済費用保険金	最高 5,000 万円
疾病死亡保険金	最高 3,000 万円

※既往症(出発前にかかったことのある病気・けが)、慢性疾患、むちうち、腰痛、歯科治療、妊娠、出産、早産または流産に起因した疾病等は保険適用外です。派遣期間中に、保険適用外の疾病、傷害で治療が必要となった場合、医療費は被保険者の自己負担となります。

※JF は保険会社から実際に支払われる補償額を超える補償は行いません。

(10) 派遣前の予防接種費用

派遣先地域で罹患(りかん)するリスクのある病気のうち、JF が指定するものについては渡航前に予防接種を完了することが推奨されます。これら予防接種の費用はJFが一部補助しています。また、内定後の派遣前研修期間中に集団予防接種の機会を設けています。

14. 派遣先国・地域での安全確保および支援体制

海外で生活するにあたっては、災害や治安悪化等の緊急事態に対する準備と「自分の身は自分で守る」という心構えが必要ですが、派遣中はJF、日本国大使館・領事館等が連携を取り、各地に派遣されている日本語パートナーズが任地での活動を安全かつ円滑に進められるように支援します。

なお、応募の際にはあらかじめ外務省海外安全ホームページにおいて現地の安全情報を入手、確認してください。

※外務省海外安全ホームページ: <https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>



15. 派遣の可否判断

JF は、外務省が発表する海外安全情報の危険情報および感染症危険情報レベルや、入国時の制限とその内容(感染症の場合の移動制限等)、現地の医療体制や社会情勢、緊急時の対応状況等の観点から、総合的に判断して日本語パートナーズの派遣を決定しています。

なお、派遣が延期、変更または中止となった場合に、JF は経済的な補償を行いません。

16. 事業情報の公開

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号) に基づく開示請求が JF に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出のあった申請書類等は開示されます。

17. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 埼玉県個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、個人情報の保護を図ります。また、取得した個人情報は、本事業の実施にのみ利用します。
- (2) 日本語パートナーズ派遣事業 自治体連携プログラムを実施するにあたり、提出された書類およびその記載事項を、埼玉県から JF へ提供します。
- (3) JF の個人情報の取り扱いについては以下 URL をご参照ください。

<https://asiawa.jpf.go.jp/assets/uploads/sites/2/2023/04/oi0wvjweicxz89.pdf>

以上

巻末別表

【別表1】

10. 応募 (1) 応募要件 の学歴に関する要件

	中学卒業	高校卒業	短大 (高専) 卒業	4年制大学 在学中	4年制大学 卒業	大学院 在学中	大学院 修了
ベトナム	応募不可				応募可能		
インドネシア	応募不可				応募可能		
タイ	応募可能						

【別表2】

10. 応募 (3) 提出書類 ウ. 学歴に関する証明書

	中学卒業	高校卒業	短大 (高専) 卒業	4年制大学 在学中	4年制大学 卒業	大学院 在学中	大学院 修了
証明書	卒業証明書	卒業証明書	卒業証明書	在学証明書	卒業証明書	在学証明書	修了証明書
ベトナム					○	○	○
インドネシア				必須	必須	任意	任意
タイ	○	○	○	○	○	○	○

※インドネシアを希望する場合は、4年制大学の在学証明書または卒業証明書を1通提出してください。ほかの派遣先の希望の有無にかかわらず、修士号や博士号に関する証明書の提出は任意となります。

※インドネシアを希望しない場合は、在学中または最終学歴の証明書を1通提出してください。